

○会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則

令和二年一月三十一日

福島県規則第五号

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則をここに公布する。

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第二十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(会計年度任用職員の報酬及び給料)

第三条 条例第三条第二項及び第十八条第二項の規則で定める適用範囲の区分及び基準は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例第三条第二項の報酬の額に百円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

3 条例第三条第三項及び第四項の報酬の額に十円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、知事が別に定める基準に従って、任命権者が決定する。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他知事が定める経験年数を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(第一号会計年度任用職員の報酬の減額)

第五条 条例第八条第一項及び第二項の勤務一時間当たりの報酬額として同条第三項の規則で定めるところにより算出して得た額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額報酬 第三条第一項の適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定した額に、条例第四条の給料

の調整額に相当する報酬の月額及び条例第六条の地域手当に相当する報酬の月額を加えた額（以下「減額基準月額報酬」という。）に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額

二 日額の報酬 減額基準月額報酬を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額

（第一号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬）

第六条 条例第九条の規定により支給する超過勤務手当に相当する報酬は、第九条の規定により算出して得た額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務については、同条の規定により算出して得た額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第一号会計年度任用職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務 百分の百二十五

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百三十五

2 前項に規定するもののほか、勤務時間条例適用職員の例による週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第九条の規定により算出して得た額に百分の二十五を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

3 第一号会計年度任用職員が、勤務時間条例適用職員の例による週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項

の規定にかかわらず、超過勤務手当に相当する報酬は、支給しない。

- 4 前三項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に支給する超過勤務手当に相当する報酬は、給与条例第十三条の規定により支給される超過勤務手当の例による。

(第一号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第七条 条例第十条の規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第八条の三第一項の勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務日等が給与条例第十二条の祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は勤務時間条例第八条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項の超勤代休時間を指定された日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、第一号会計年度任用職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることとしたときは、その日とする。

- 2 条例第十条の規則で定める割合は百分の百三十五とする。

(第一号会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第八条 条例第十二条第三項の規則で定める一時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第八条の規定を適用する場合

三十分以上 三十分

三十分未満 切り捨て

- 二 条例第九条から第十一条までの規定を適用する場合

三十分以上 一時間

三十分未満 切り捨て

(第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第九条 条例第十三条の勤務一時間当たりの報酬額として規則で定めるところにより算定して得た額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めた額とする。

- 一 月額報酬 条例第三条第二項の規定により計算して得た額に十二を乗じて得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七・七五に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た時間に十八を乗じて得たものを減じたもので除して得た額

- 二 日額の報酬 条例第三条第三項の規定により計算して得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間額の報酬 条例第三条第四項の規定により計算して得た額

(第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第十条 第一号会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月七日（その日が勤務時間条例第九条の祝日法による休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日）に支給するものとする。ただし、月の中途において任期が満了し、又は退職をした場合には、当該満了又は退職後速やかに支給するものとする。

- 2 一日だけの任用をする第一号会計年度任用職員の報酬については、前項の規定にかかわらず、当日の所定の勤務時間終了後速やかに当日分の報酬を支給するものとする。
- 3 日額又は時間額により報酬が定められた第一号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 4 月額により報酬が定められた第一号会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 5 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該第一号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(第一号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第十一条 第一号会計年度任用職員が給与条例第十条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該通勤手当に相当するものとして、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の支給日については、前条の報酬の支給日の規定の例によることとし、支給基準、額その他必要な事項に関しては別に定める。

(第二号会計年度任用職員の給料の支給等)

第十二条 条例第十九条で給与条例適用職員の例によるものとするもののうち、給与条例第十二条中「休暇による場合」とあるのは、「有給の休暇による場合」と読み替えるものとし、その他条例第十九条の規定にかかわらず、給与条例適用職員の例により難しい場合においては、別に定めるところによる。

(会計年度任用職員の期末手当)

第十三条 条例第二十条の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 任期が六月未満の者(次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。)

- 二 通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間が十五時間三十分未満の者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知事が別に定める者
- 2 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。
- 一 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当の基準日（条例第二十条においてその例によることとされる給与条例適用職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）
 - 二 職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）
- 3 前項第二号の職員は、次のいずれかに該当する者（会計年度任用職員を除く。）とする。
- 一 給与条例の適用を受ける職員
 - 二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の適用を受ける職員
 - 三 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）の適用を受ける職員
 - 四 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の適用を受ける職員
 - 五 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の適用を受ける職員
 - 六 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年教育委員会規則第二十号）の適用を受ける職員
 - 七 福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令（昭和四十九年県警察本部訓令第九号）の適用を受ける職員
 - 八 特別職の職員（法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））
 - 九 前各号に掲げる者のほか、知事が別に認める者
（期末手当の在職期間の特例）

第十四条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

(期末手当基礎額)

第十五条 月額報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき条例第三条第二項の勤務一月につき、第三条第一項の規定による適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定した額に条例第四条の給料の調整額に相当する報酬の月額及び条例第六条の地域手当に相当する報酬の月額を加えて得た額（以下「基礎報酬月額」という。）に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基礎報酬月額を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た額を乗じて得た額に当該第一号会計年度任用職員について定められた一箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額とする。

3 時間額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基礎報酬月額を百六十二・七五で除して得た額に当該第一号会計年度任用職員について定められた一箇月当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数又は勤務時間数が異なる第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた前三項の例により算出する報酬の額の一月当たりの平均額とする。

(特別の事情がある者の期末手当)

第十六条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している者その他特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、別に定める。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第十七条 条例第二十二條の会計年度任用職員の勤務時間については、常勤職員の例に基づいて任命権者が定める。

(休暇等)

第十八条 条例第二十三條の会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員の例に基づいて任命権者が定める。

(特別な事情がある会計年度任用職員の給与等の特例)

第十九条 職務の特殊性その他特別な事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると認められる場合には、一般職の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して別段の取扱いをすることができる。

(この規則の施行に関して必要な事項)

第二十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表

区分	給料月額の上限
行政職給料表が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第一 行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額
教育職給料表が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第三 教育職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額
研究職給料表が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第四 研究職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額
医療職給料表（一）が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第五 医療職給料表ア医療職給料表（一）に定める一級における最高の号給の給料月額
医療職給料表（二）が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第五 医療職給料表イ医療職給料表（二）に定める二級における最高の号給の給料月額
医療職給料表（三）が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第五 医療職給料表ウ医療職給料表（三）に定める二級における最高の号給の給料月額

備考 この表中「行政職給料表」とは給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表を、「教育職給料表」とは給与条例第三条第一項第三号の教育職給料表を、「研究職給料表」とは給与条例第三条第一項第四号の研究職給料表を、「医療職給料表」とは給与条例第三条第一項第五号アからウまでの医療職給料表をいう。